

# 固定資産税・不動産取得税を課税免除または不均一課税した地方公共団体への減収補てん制度

- 主務大臣の確認を受けた承認地域経済牽引事業について、固定資産税・不動産取得税を課税免除または不均一課税した地方公共団体に対し、減収額を地方交付税で補てんする。
- 具体的には、新たに取得した建物・構築物、土地について、地方公共団体が固定資産税（標準税率：1.4%）及び不動産取得税（標準税率：建物・構築物4%、土地3%）を免除または減税した際に、自治体の減収額の4分の3を補てん。

## <適用対象>

- 【対 象】 財政力指数が**0.52未満の都道府県**、財政力指数が**0.67未満の市町村**
- 【対象事業】 承認地域経済牽引事業のうち、主務大臣の確認を受けたもの（課税の特例と同様）
- 【業 種】 業種指定なし
- 【対象資産】 土地・家屋・構築物  
※取得価額：農林漁業及びその関連業種：5,000万円、その他の業種：1億円
- 【税 目】 **不動産取得税（都道府県）、固定資産税（市町村、3年間）**の課税免除・不均一課税
- 【補てん率】 **減収額の3 / 4**
- 【適用期限】 対象資産を**令和5年3月31日**までに設置した事業者に課税免除又は不均一課税を行った場合